



18歳から大人!

～あなたと考える消費生活のこと～

18歳から大人?



令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。成人になる(成年に達する)と、保護者の同意なしに契約などができるようになり、これまで保護者の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができる、「未成年者取消権」が認められていた18歳、19歳の方は、「未成年者取消権」が認められなくなります。

「18歳から大人」として行動できるようさまざまな契約や各種トラブルへの対応方法などを知りましょう!

成年年齢引き下げのポイント

★18歳から一人で契約できる



自分名義で
スマートフォンを契約



一人暮らしのための
アパートを借りる



クレジットカードを
作成する



ローンを組んで自動車を購入する

★18歳で成人になってもできないこと (これまでどおり20歳から!)



飲酒



喫煙



公営
ギャンブル

★保護者の同意を得ずに契約した場合 契約を取り消すことができなくなる

※(未成年者取消権)が行使できなくなる

保護者の同意なく
商品を買ってしまった18歳



自分で勝手に
買ったものが届いた...
お金払えない...

18歳から
大人なので
取り消せません

えっ!
取り消せないの?



成人になる前に知っておきたい! ○○ってなに?

契約

契約とは、法的な拘束力を持つ約束のことで、「申し込み」の意思表示と、それに対する「承諾」の意思表示が合致することで成立します。

例えば、喫茶店で「コーヒーを一杯ください」という申し込みをし、店員が「はい、ありがとうございます」と承諾すれば、契約は成立します。



未成年者取消権

通信販売や店頭販売などのさまざまな契約は、原則解約できませんが、社会経験の少ない未成年者が法定代理人(親権者などの保護者)の同意を得ずに契約した場合、契約を取り消すことができると民法で定められており、すべての契約を取り消すことができます。ただし、小遣いの範囲の少額な契約、結婚をしている人が行った契約、「成人である・法定代理人の同意がある」と嘘をついたりした場合などは、取り消しできません。

気をつけて! 18歳19歳が狙われる! 若年層に多いトラブル

令和4年4月1日には18歳から成年となるため原則として一方の都合だけで契約をやめることはできません。契約や買い物はしっかりと考えてみましょう。

事例1 2回目が送られてくるとは思わなかった!

SNSで、歯のホワイトニング剤の広告を見て興味を持ち、お試し価格が100円だったので頼んだ。試してみたが自分に合わなかったのもういらなそうと思っていたら2回目が届いて高額な請求がきた。慌てて頼んでいないとメールをしたら、定期購入なので6回すべて購入しないと解約はできないと返信があった。定期購入とは知らなかったし、自分は18歳で学生のため支払いはできないと思った。解約したい。



解説

ネット通販では、購入する前に「自動継続」「〇回以上の継続が必要」などと記載されていないか、契約内容を最後まで確認しましょう。今回は未成年の契約であったため、配慮を求め、事業者から2回分について引き取り、残りは解約とのことで了承を得られました。



解説

エステや一部の美容医療サービスの契約は、契約期間が1カ月を超え、金額が5万円を超える場合、書面を受け取った日を含めて8日間はクーリング・オフができます。クーリング・オフの期間を過ぎても、契約期間内であれば、理由を問わず、決められた金額を支払うことで中途解約できます。美容医療は医療行為であり、身体的なリスクを伴うものです。本当に必要な契約か冷静に考え、安易に高額な契約はしないようにしましょう。

事例2 思わぬ高額請求に...

「10万円の全身脱毛」のSNS広告を見てクリニックに出向いたところ、「広告の施術は効果が低い。本来70万円のコースを60万円にする」と勧められ、契約してしまっ。高額なのでやめたい。



事例3 簡単にもうかると言われたのに...

大学の先輩に投資を勧められ、「高額で払えない」と断ったら、学生ローンで借金する方法を事細かく指示され、もうかからすぐ返せるし、友達を誘えばさらに紹介料ももらえと言われ購入したが、なかなかもうからないし、借金も返せない。



解説

「月〇万円の報酬がある」などの勧誘をうのみにせず、よくわからないもうけ話には関わらないようにし、身近な人からの勧誘で断りにくいと思っても、きっぱり断りましょう。自分が誘うことで、相手をトラブルに巻き込んだり人間関係がこじれたりすることがあります。安易に借金はせず、断るときは「契約しない」とはっきり伝えましょう。

WEBから
回答できる!

消費生活通信講座のご案内

「くらしに生かす消費生活通信講座」

令和4年4月1日からの成年年齢引き下げに伴い、これから成人になる人、その保護者の人に知っておいてほしいさまざまな契約や各種トラブルへの対応方法など、成年年齢引き下げについて学ぶことができる通信講座です。

「18歳から大人」として行動できるようさまざまな契約や各種トラブルへの対応方法などを学びましょう。(どなたでもご参加いただけます)

【実施期間】10月15日~11月15日

市民限定で最後まで問題を解いてくれた人には粗品をプレゼント

HP: <https://www.city.joyo.kyoto.jp/0000006472.html>



通信講座の問題
はこちらから

城陽市消費生活センター

困ったときは、消費生活センターに相談しましょう。

城陽市役所2階 商工観光課内

<窓口相談時間> 平日 9:00~12:00
13:00~16:00

☎0774-56-4052 または

☎188 (最寄りの消費生活センターにつながります)

HP: <https://www.city.joyo.kyoto.jp/shouhi/>

広報じょうようの毎月15日号には、くらしの中で遭いやすいトラブルなどを取り上げた『くらしの110番』を掲載しています。



消費生活センターHP